

議会災害対応ハンドブック

小鹿野町議会

このハンドブックは、大規模災害発生時等における議会の災害対応指針等を確認したものである。

今後は、この「議会災害対応ハンドブック」にある内容を議員自ら確認し、この内容に基づき行動するものとする。

なお、このハンドブックの内容は、必要に応じて見直しに着手し、常に大規模災害に備えるものとする。

令和7年6月12日第1版作成

小鹿野町議会災害対応指針

1 背 景

昨今、全国各地で大規模災害が多発している現状、大規模災害発生時における議会の災害対応指針を示すものである。

2 目 的

大規模災害発生時において、議会として被災町民の救援と被害復旧等の非常事態に即応した役割を果たすため、小鹿野町災害対策本部（以下「町本部」という。）と連携するとともに、議会の危機管理体制を整えることを目的とする。

3 基本姿勢

- (1) 町本部が災害対応に全力で専念し、災害対応の諸活動が円滑かつ迅速に実施できるよう必要な協力及び支援を行う。
- (2) 国、県、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、町の復旧・復興の取組みを支える。
- (3) 上記の推進に当たっては、広域的な視点に立ち、関係自治体の議会と積極的に連携する。
- (4) 大規模災害発生時にあつては、議員、小鹿野町職員、庁舎自体が被災することも想定されることから、状況に応じた柔軟かつ的確な対応を行う。

4 基本方針

- (1) 議長は、町本部が設置されたときは、直ちに小鹿野町議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置し、副議長とともに議会の災害対応に関する事務を統括する。
- (2) 議長は、町本部と相互の情報共有及び情報交換を行い、町民の生命及び安全の確保を図るとともに、議員に対し、収集した災害情報を提供する。

- (3) 大規模災害発生時の初期においては、町本部ができる限り災害対応に専念できるよう、議員からの町本部への要望は、緊急の場合を除き、議会本部を窓口として行う。

5 具体的な対応

本指針の考え方を基本とし、小鹿野町議会災害対策本部設置要綱に定めるとともに、具体的な対策及び行動については、小鹿野町議会災害等対策行動マニュアルを定め、運用することとする。

なお、本指針は緊急時・非常時の対応から平常時に移行するまでの間を想定したものであり、必要に応じ議会全員協議会の開催などにつなげるものである。

小鹿野議会災害対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小鹿野町議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、地震等の大災害により小鹿野町災害対策本部（以下「町本部」という。）が設置された場合において、これと連携するために議会に議会本部を設置する。

(組織)

第3条 議会本部は、議員をもって構成する。

2 議長は、議会本部を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長が事故あるときのそれぞれの職務を代理するものは、別表第1の順位による。

(所掌事務)

第4条 議会本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員の安否確認を行うこと。

(2) 議員からの災害情報を収集・整理し、町本部に提供すること。

(3) 町本部から災害情報の提供を受け、議員に提供すること。

(4) 町本部に対し、要望及び提言を行うこと。

(5) 国、県、関係機関等に対し、必要に応じて要望活動を行うこと。

(6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(行動マニュアル)

第5条 議会本部は、別に定める小鹿野町議会災害等対策行動マニュアルに従って所掌事務を遂行する。

(廃止)

第6条 議会本部は、町本部が廃止されたとき、又は議会に特別委員会が設置されたときは廃止するものとする。

(事務局)

第7条 議会本部の庶務は、小鹿野町議会事務局がこれを担う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

順位	議長の職務を代理する者	副議長の職務を代理する者
第1位	副議長	議会運営委員会 委員長
第2位	議会運営委員会 委員長	総務常任委員会 委員長
第3位	総務常任委員会 委員長	文化厚生常任委員会 委員長
第4位	文化厚生常任委員会 委員長	年長の議員

附 則

この要綱は、令和7年6月12日から施行する。

小鹿野町議会災害等対策行動マニュアル

1 趣 旨

本行動マニュアルは、小鹿野町議会災害対策本部設置要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、次の期間に応じた小鹿野町議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）の事務実施事項について定めるものである。

2 行動原則

議員は、町において震度6弱以上の地震が観測された場合又は風水害等による大規模な被害の発生が確認された場合は、議員各自が議会に連絡し、議会本部の設置状況を確認するとともに、自身の安否、被災状況を報告する。

この場合、自身の安全確保を第一とし、議会本部が設置された場合には、本行動マニュアルに基づき行動するものとする。

3 行動基準

議会本部を設置するとともに、議員の安否を確認し、連絡体制を構築する。

- (1) 各議員は、議会事務局と連絡を取り、安否状況、連絡先、被害の状況を報告する。連絡のない議員に対しては、議会事務局から安否及び連絡先の確認を行う。
- (2) 議長に事故あるときはその職務を代理する者は、議会事務局と連絡を取り合い、小鹿野町災害対策本部（以下「町本部」という。）の設置を確認したときは、町議会内に議会本部を設置する。
- (3) 議長、副議長及び議会事務局長は、速やかに議会本部に参集する。
- (4) 議長は、議会本部の設置状況を議員に連絡する。
- (5) 議員は、自身の安全を確保したうえで、居住地域等の状況を議会本部に報告する。
- (6) 議会事務局長は、町本部に議会本部からの要請等を報告するとともに、町本部からの情報を議会本部へ報告し情報の共有を行う。
この場合、議会事務局職員は、議長の命を受け事務に従事する。
- (7) 議会本部は、町庁舎の議会事務局に置く。ただし、町庁舎が使用できない場合は、議長が別に定める。